

平成18年4月17日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1. 措置命令の発出について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線5632）

本日午後、市は、株式会社善商らに対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり措置命令を発出しました。

1 措置命令の対象者

株式会社善商

同社の関係者 疋田優、爲重美紀、疋田優徳

ニッカン株式会社、同社の関係者 亀井義久、小川和久

2 発出した措置命令の概要

株式会社善商

(1) 講ずべき措置の内容

ア 株式会社善商が同社敷地内に埋立処分をした産業廃棄物のうち、措置命令の発出日において現存するものを撤去し、法その他関係法令に従い、適正に処理すること。

イ 地下水、排水、敷地境界のガス濃度その他必要な項目を定期的に観測すること。

(2) 履行期限

ア 着手期限

(1)アについては措置命令の発出日から3月後、(1)イについては措置命令の発出日から14日後

イ 履行期限

平成28年10月31日（措置命令の発出月から10年6月後）

株式会社善商の関係者 疋田優、爲重美紀、疋田優徳

(1) 講ずべき措置の内容

平成12年にはじまる疋田優の爲重美紀及び疋田優徳に対する指示により、株式会社善商の業務として同社敷地内に埋立処分をした産業廃棄物約256,400 m³及び約13,100 tのうち、措置命令の発出日において現存するものを撤去し、法その他関係法令に従い適正に処理すること。

(2) 履行期限

ア 着手期限

措置命令の発出日から3月後

イ 履行期限

平成21年12月31日（措置命令の発出月から3年8月後）

(3) 自主撤去等により撤去されている量

約 52,417 m³ (27,013 t)

ニッカン株式会社、同社の関係者 亀井義久、小川和久

(1) 講ずべき措置の内容

ニッカン株式会社が搬入し、株式会社善商とともに同社敷地内に埋立処分をした産業廃棄物約 89,700 t のうち、措置命令の発出日において現存するものを撤去し、法その他関係法令に従い適正に処理すること。

(2) 履行期限

ア 着手期限

措置命令の発出日から 3 月後

イ 履行期限

平成 19 年 10 月 31 日 (措置命令の発出月から 1 年 6 月後)

(3) ニッカン株式会社に委託した排出事業者等により自主撤去されている量
8,808 t

3 措置命令の発出日

平成 18 年 4 月 17 日

4 送達方法

本日、亀井義久被告には手渡し、それ以外の措置命令対象者には郵送しました。